

臼杵市漁業者事業継続支援事業

物価高騰の影響等により、厳しい経営環境にある市内の漁業者の事業の継続のため、事業継続に必要な燃油購入に係る経費を支援します。

対象者

以下の要件を全て満たす漁業者とします。

1. 漁協臼杵支店正組合員であること。
2. 申請時において漁業を営んでおり、今後1年以上漁業を続ける予定であること。
3. 市内に住所を有していること。（住民票記載の住所が臼杵市であること。）
4. 市税の滞納がないこと。
5. 暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

漁船に使用する燃油の3分の2以内

【燃油の種類と使用量の上限】

軽油……………上限900L分（法人：1,800L分）

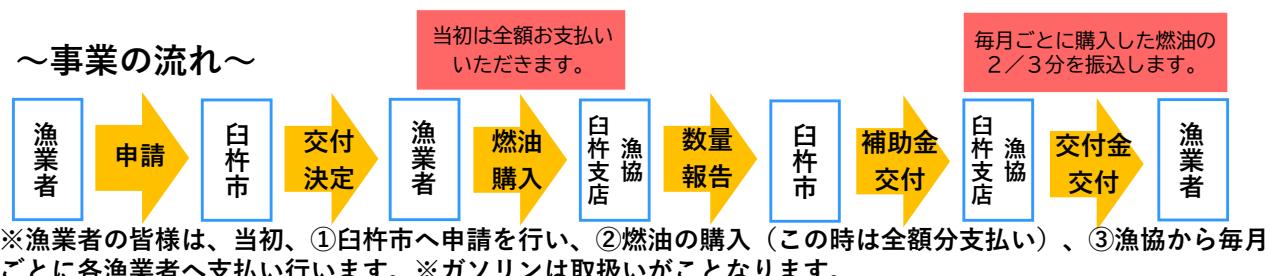
ガソリン……………上限500L分（法人：1,000L分）

対象とする燃油の使用期間：令和7年4月1日(火)～令和8年2月28日(土)

軽油に関しては、漁協臼杵支店にて購入いただく必要がありますが、当初の臼杵市への申請を除き、特に手続きは必要ありません。ガソリンの場合は、各自が支払い証拠書類を漁協臼杵支店に提出いただく必要があります。

以下の書類を揃え、郵送または窓口（産業観光課）へ提出してください。

- 臼杵市漁業者事業継続支援事業給付申請書兼同意書（様式第1号）**
- 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第2号）**



【申請期限】令和8年1月30日（金）まで

※申請書は、臼杵市ホームページからダウンロードできますが、産業観光課及び漁協臼杵支店にも準備しています。

〒875-0034 臼杵市大字板知屋1257
大分県漁業協同組合臼杵支店
TEL：0972-63-1414



・問合せ先
申請書提出